

農薬取締法について

広島県農林水産局
農業技術課

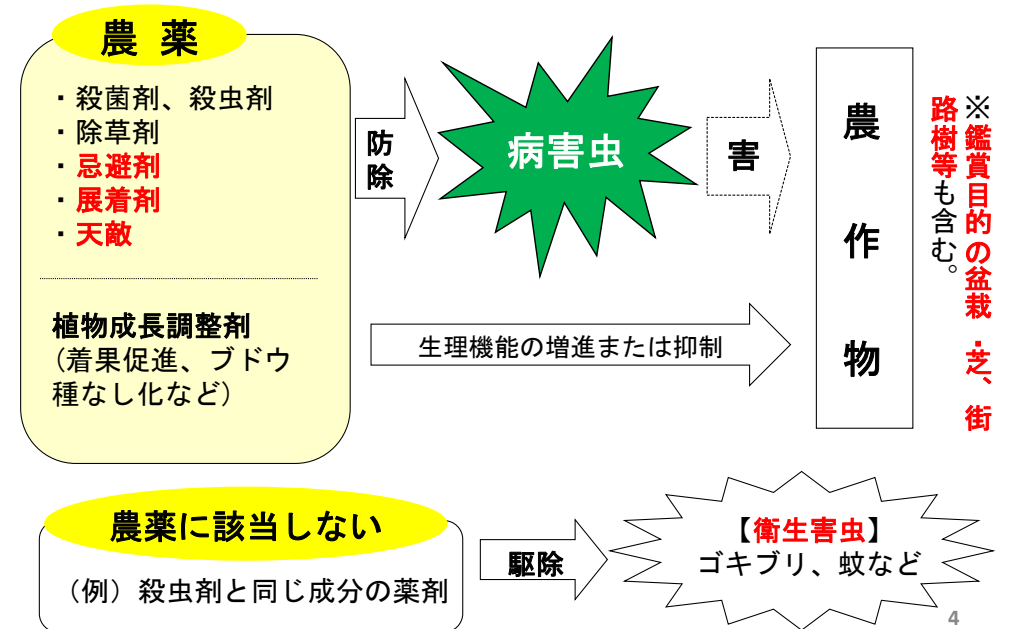
【本日の内容】

- 1 農薬取締法のポイント
- 2 農薬使用者の義務・責務
- 3 農薬販売者の義務
- 4 農薬事故の防止対策
- 5 疑義資材への対応

1-(1) 農薬取締法の目的



1-(2) 農薬取締法における農薬とは??



1-(3) 農薬の登録制度

農林水産大臣の登録

農薬の品質、薬効、薬害、毒性、残留性などの検査（銘柄ごとに行う）



農薬として

製造・加工・輸入が可能

特定農薬

登録の必要ないものはこの5種類のみ。
農作物、人畜、主産動植物に害を及ぼす恐れのないことが明らか

- ・食酢
- ・重曹
- ・同一の都道府県内で採取された天敵
- ・エチレン
- ・次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

5

1-(3) 農薬の表示制度について

【製造者又は輸入者】容器に11項目の内容について、真実の表示をしなければならない。

【販売者】**表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。**

①登録番号 ⇒ 「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」



④登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

⇒ 使用量や使用時期、総使用回数等（必ず守る）

⑥人畜に有害な農薬については、その旨及び**解毒方法**



⇒ 農薬を誤って飲み込んだりして医師の診察を受ける際には、**農薬の現物またはラベル**を持って行くこと。

6

2-(1) 農薬使用者の義務・責務

農薬を正しく使わなかった場合・・・

- ◆健康被害
- ◆環境汚染
- ◆農薬の残留基準値超過⇒出荷物の回収
- ◆周辺住民とのトラブル

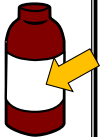


7

2-(1) 農薬の使用者の義務・責務

～ 遵守すべき基準 ～

1. 食用作物、飼料作物に農薬を使用する場合は、**農薬登録の時に定められた次の事項を遵守すること。**
①適用作物 ②使用量、希釈倍数
③使用時期 ④使用総回数
2. 食用作物への適用がない農薬を、食用作物に使用してはならない。
3. **くん蒸を行う者（自ら栽培する農作物等に使用する者を除く）**は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
4. **航空機を利用して農薬を使用する者**は、その使用計画を農林水産大臣に報告すること。
5. **ゴルフ場において農薬を使用する者**は、その使用計画を農林水産大臣及び環境大臣に報告すること。



8

2-(1) 農薬の使用者の義務・責務

～農薬使用者の努力義務～

1. 登録に係る**適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用の注意事項、最終有効月日**に従い、人畜に有毒な農薬の使用に際して被害防止方法を講じて安全かつ適正に使用する。
2. 空中散布の際には、区域外への飛散を防ぐ。
3. ゴルフ場外への農薬の流出を防ぐ。
4. **住宅地・学校・保育所・病院・公園その他の人が居住・滞在または訪れる場所では、飛散を防ぐ。**
5. 農薬を使用した年月日、場所、農作物、農薬の種類や量を記帳する。
6. 水田からの流出を抑える。
7. **クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散すること防止するために必要な措置を講じる。** 9

2-(2) 無登録農薬と水質汚濁性農薬

無登録農薬の使用禁止

登録された農薬（販売を禁止している農薬を除く）と特定農薬以外を農薬として使用することは禁止
「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」

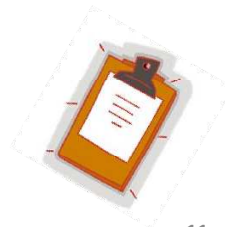
水質汚濁性農薬

シマジン（除草剤）を指定している。
使用する場合は、事前に市町へ届け出ないとイケない。
できるだけ、ほかの薬剤を使用する。

10

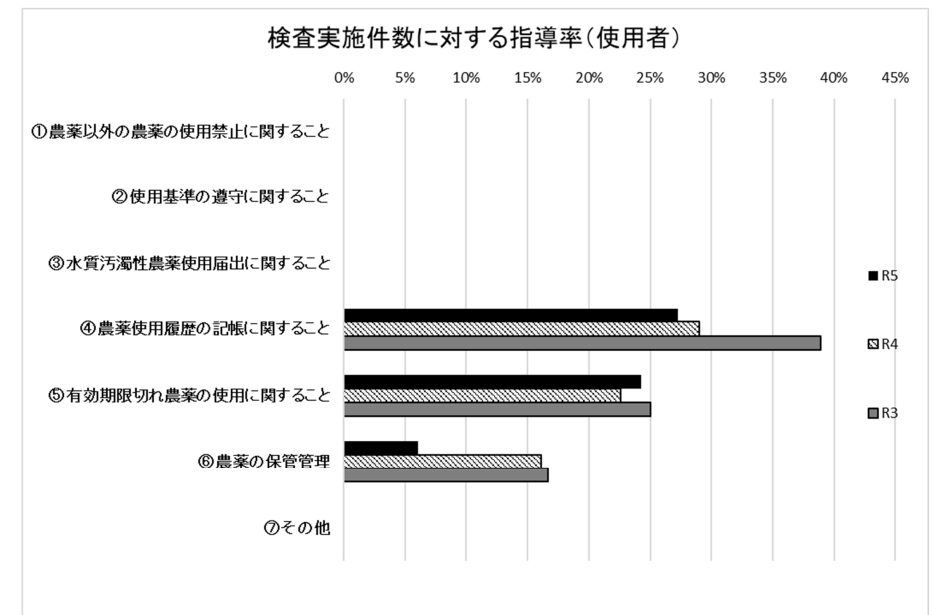
2-(3) 県または市町による立入検査

- ◆県または市、町は、販売者または農薬使用者のもとに立ち入り、販売状況、使用状況を検査することができる。
- ◆令和5年度は123件（販売者90件、使用者33件）



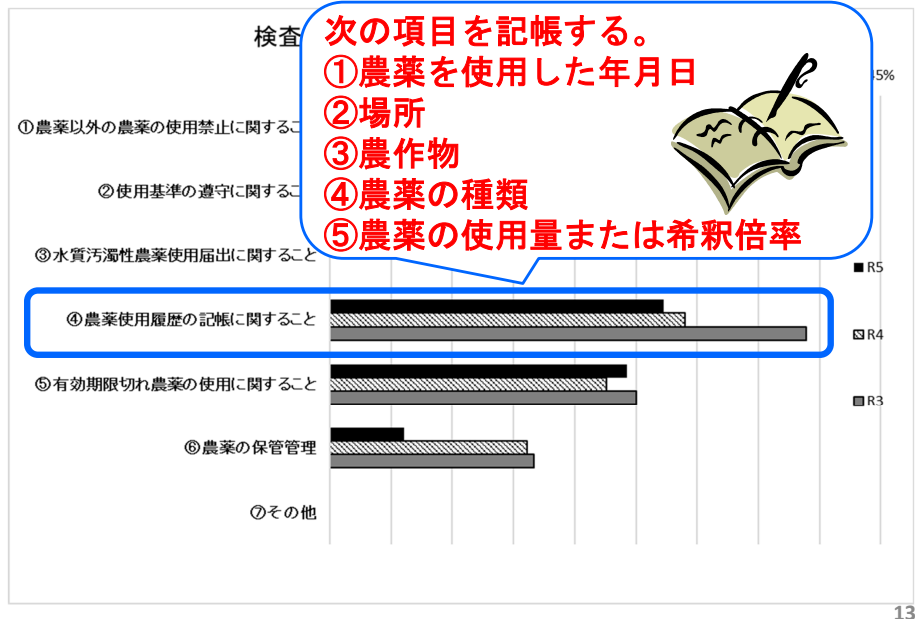
11

2-(4) 農薬立入検査結果（農薬使用者）



12

2-(4) 農薬立入検査結果 (農薬使用者)



3-(1) 農薬販売者の義務

販売者の届出

販売所(店舗)ごとに①氏名及び住所、②販売所、を販売所のある都道府県知事(又は権限委譲市町)に届けなければならない。
※インターネットを利用して販売する場合でも、販売届が必要。

	新規に販売を開始	届出内容の変更	販売所を廃止 販売をやめる
届出の時期	販売開始までに	変更事由発生後 2週間以内	廃止後2週間以内

- ◆販売所が竹原市、庄原市、安芸郡4町(府中町、海田町、熊野町、坂町)にある場合⇒広島県庁農業技術課
- ◆販売所がその他の市町にある場合⇒それぞれの市町

14

3-(1) 農薬販売者の義務 (農薬の販売に関する届出について)

広島県ホームページ

農業技術課

主な業務内容

鳥獣被害対策、ひろしま病害虫情報(植物防疫)、農業技術大学校、広島県指導農業士会、食品表示、米穀等の検査・流通、環境にやさしい農業・GAP、ひろしま農業情報

連絡先

〒730-8511
広島市中区基町10番52号
Tel: 082-513-3559 (代表)
Tel: 082-513-3559 (直通)
(障害技術グループ)
Tel: 082-513-3564 (直通)
(鳥獣害対策担当)
Tel: 082-513-3586 (直通)
(食品表示担当)
Tel: 082-513-3585 (直通)
(農業生産管理グループ)
Fax: 082-223-3566
① お問い合わせフォームはこちら

農薬及び病害虫防除に関すること

- ① 農薬危害防止運動の実施について (2021年7月16日)
- ② **農薬を販売するときや変更するときの届出について (2021年3月30日)**
- ③ 農薬による蜜蜂への影響について (2016年7月20日)
- ④ 西部農業技術指導所植物防疫チーム(病害虫防除所) (2016年2月5日)
- ⑤ 短期暴露評価により変更される農薬の使用法について (2015年1月6日)

農薬の販売届について

15

3-(1) 農薬販売者の義務

帳簿の記帳

- ◆帳簿を備え付け、農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、真実かつ完全に記載する。保管期間は**3年間**。
- ◆水質汚濁性農薬(シマジン)を販売した場合、譲渡先別に数量を記載する。

虚偽の宣伝の禁止

農薬の効果等について虚偽の宣伝をしてはならない。
登録を受けていない農薬を、登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。(チラシ、口頭等媒体は問わない。)

16

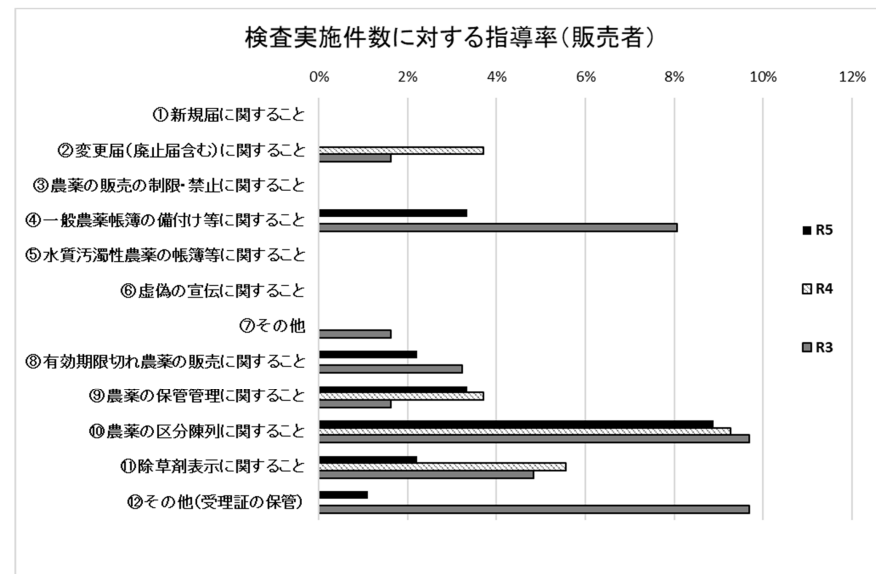
3-(1) 農薬販売者の義務

農薬でない除草剤の表示義務

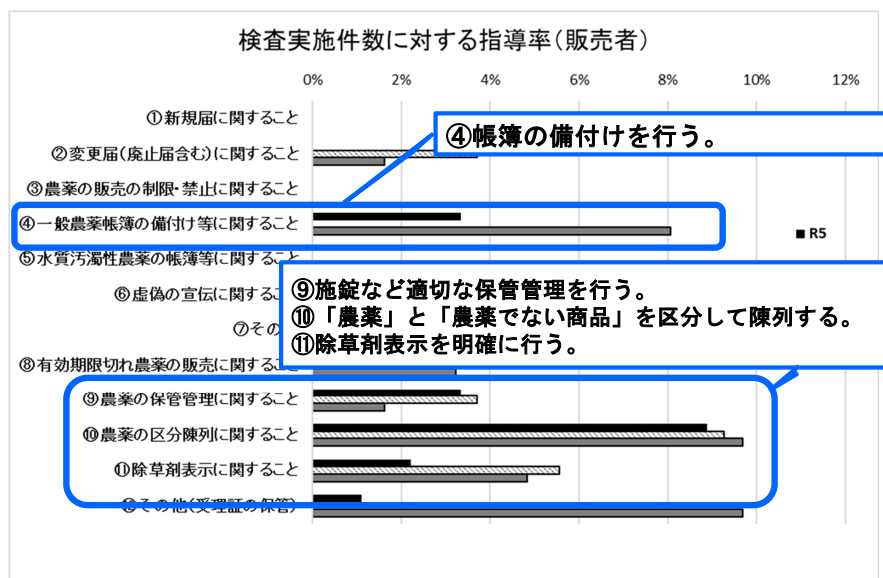
販売する際は、容器又は包装に「農薬として使用できない」旨の表示を。
小売店は、**店頭の見えやすい場所に「農薬として使用できない」旨の表示。**

違反した場合、最大で「3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又はこれの併科」

3-(2) 農薬立入検査結果（農薬販売者）



3-(2) 農薬立入検査結果（農薬販売者）



4-(1) 農薬事故を防ぎましょう

農薬の使用に伴う事故

・・・全国で35件！（令和4年度）

- ◆土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用した時に、被覆をしなかった又は何らかの理由で漏洩した。
- ◆農薬の飛散防止対策が不十分だった。
- ◆マスク、メガネ、服装等の装備が不十分だった。

4-(1) 農薬事故を防ぎましょう

守りましょう！

- ✓ 防除器具の点検：ノズルの目詰まり、ホースの接続
- ✓ 農薬を他の容器に移し替えない。
- ✓ 保護具を必ず着用：マスク、防除衣、保護メガネ、手袋
- ✓ 散布作業は気象条件（風向き、気温）に注意して行う。
- ✓ 長時間の散布作業は避ける。
- ✓ 土壌くん蒸剤使用時の被覆はしっかり行う。
- ✓ 散布後は飲酒しないで早く寝る。
- ✓ 散布器具はきちんと洗浄する。



21

4-(2) 事故・中毒が発生した場合…

体調が悪くなったら、直ちに医師の診断を受けましょう

- ◆ 受診の際は農薬の容器を持参する。
- ◆ (公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 中毒119番
082-567-6099または0120-279-119
(月曜日～金曜日9:00～17:00〔祝日、お盆休み、年末年始を除く])



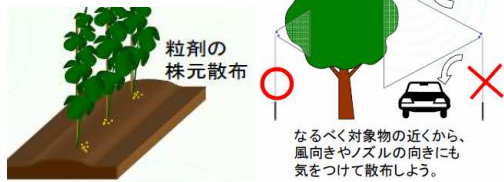
警察署、保健所、消防署へ届けましょう

- ◆ 盗難や紛失の場合（警察）
- ◆ 河川などへ流失した場合（厚生環境事務所、警察署、消防署）

22

4-(3) 住宅地周辺での農薬使用に注意しましょう

飛散低減



事前周知



散布啓発



散布区域をコーン等で区分け

看板による
事前の周知

23

5 疑義資材への対応

使う前には必ずチェック！

- 農薬には必ず登録があります
- まく前にチェックし、必ず登録された農薬を使いましょう
- ラベルに記載された方法及び注意事項を守って使用しましょう



登録はあるかな？

農林水産省の登録番号があるのを確認しよう

農薬名	登録番号	有効成分	登録期間	登録区分	登録方法
〇〇××剤	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇××剤	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇××剤	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

24

5 疑義資料への対応

こんな資料に注意！

○農薬登録がないのに、ラベルに
「害虫にはよく効きます」
「虫が寄り付かない」
「病気によく効きます」
「病害虫に効く〇〇を原料としています」
と書いてある



○使ってみると、なぜか害虫がよく死ぬ



無登録農薬の疑い

すぐに使用をやめて、
農林水産省に連絡しましょう

農林水産省のホームページ内に、「農薬目安箱」を設置し、このような資料に関する情報を受け付けています。

農薬目安箱 検索

25

2024年度 農薬危害防止運動

運動テーマ

守ろう 農薬ラベル、
確かめよう 周囲の状況

重点指導項目

- 適切な防護装備の着用の徹底
- 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底
- 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底
- 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底

26

ひろしま農業情報～お役立ち情報満載！～

指導所による現地情報や病虫害発生予察情報を掲載しています！

広島県の農業情報が満載！

ひろしま農業情報 トップページ ～広島県の普及事業における農業現場での取組と農業経営に役立つ技術情報をお届けしています～

県の農業技術指導所（普及組織）

指導所名をクリックすると各所のホームページに移ります。

印刷用ページを表示する 掲載日：2024年4月30日

新着情報

病虫害発生予察情報

トランプ調査データ
水稲・果樹園芸が
更新されました

注意報・警報
果樹カメムシ類に
要注意！

県政情報

27